

第4次

柴田町子ども読書活動推進計画



令和3年4月

柴田町教育委員会

目次

はじめに

第1章 計画策定にあたって…………… 1

- 1.計画策定の背景
- 2.第3次柴田町子ども読書活動推進計画でのおもな取り組みと課題
- 3.子どもの読書活動を取り巻く環境の変化
- 4.計画の対象
- 5.計画の期間
- 6.計画の進行管理

第2章 基本方針…………… 5

- 1.計画の基本的な考え方
- 2.重点目標
- 3.基本方針
- 4.計画の体系図

第3章 子どもの成長過程に応じた取り組み…………… 8

- 1.幼児期(小学校入学前)
- 2.小学生時
- 3.中学生時

第4章 家庭・地域、学校、行政が一体となった取り組み…………… 9

- (1)家庭・地域の役割と具体的な取り組み
- (2)学校の役割と具体的な取り組み
- (3)行政機関の役割と具体的な取り組み

第5章 推進のための指標の設定…………… 11

- 指標 1 本を全く読まない児童生徒の割合(不読率)を減らします
- 指標 2 柴田町図書館の児童図書の出借冊数を増やします
- 指標 3 学校図書館における児童生徒一人あたりの貸出冊数を増やします

[資 料]

- 第3次柴田町子ども読書活動推進計画期間中のおもな取り組みと成果……………12
- 用語解説……………13
- 子どもの読書活動の推進に関する法律……………14
- 柴田町子ども読書活動推進会議設置要綱……………16
- 柴田町子ども読書活動推進会議委員名簿……………18

はじめに

子どもの読書活動は、子どもが、言語を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。

国においては、子ども読書活動の重要性から、各都道府県及び市町村が担うべき役割を明確化し、子どもの発達段階において必要とされる取組み内容も具体的に、期間ごとに示されています。

市町村においては、各都道府県が策定する推進計画を基本に取組みを行うこととされており、柴田町では、宮城県の「みやぎ子供読書活動推進計画」を基本に、「柴田町子ども読書活動推進計画」を策定し、これまで5カ年の間隔で見直しを行いながら第2次・第3次の計画を策定し、実行性のある効果的な取組みを行ってまいりました。

この度、宮城県の「第四次みやぎ子供読書活動推進計画」を受けて、令和3年度から令和7年度までの5年間の計画として、「第4次柴田町子ども読書活動推進計画」を策定いたしました。今回の計画では、「読書の力で子どもの未来を拓こう」を基本理念としております。柴田町の子どもたちが、読書に親しみ、読書を通じて、楽しく調べ、考える力が生まれるように、一層関係機関と連携し、計画を推進してまいります。

結びに、この計画の策定にあたり、ご意見を賜りました多くの方々、そして計画の骨子をまとめていただきました「柴田町子ども読書活動推進会議」委員の皆様にご心より感謝申し上げます。

柴田町教育委員会 教育長 船迫 邦則

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景

読書は言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かにし、人生をより良く生きていく力を身に付ける上で欠くことのできないものです。さらに読書は、誰とでも出会えどこにでも行け、それを一人で楽しむことができます。しかし近年、インターネットやスマートフォンなどさまざまなメディアの発達や普及、生活環境の変化などによって、子どもたちの読書離れ・活字離れがますます進み問題視されてきました。

このような状況の中、国は平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」（以下「推進法」という。）を公布し、国や地方自治体の責務を明らかにしています。また、平成19年には学校教育法に「読書に親しませ」の文言が盛り込まれました。そして、平成30年度に、発達段階に応じた取り組みにより読書習慣を形成し、友人同士で行う活動を通じ読書への関心を高めることをポイントにした第四次となる「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しています。それを受けて、宮城県では、平成16年3月に「みやぎ子ども読書活動推進計画」を策定し、県としての取り組みを進め、平成31年3月には第四次計画を策定しています。

柴田町においても、平成17年に柴田町子ども読書活動推進計画策定委員会を立ち上げ、平成18年4月に第1次計画、平成23年4月に第2次計画、平成28年4月に第3次計画を策定し、計画の総合的かつ継続的な推進を行うための『子ども読書活動推進会議』を設置して、計画の啓蒙及び進捗状況の確認などを行ってきました。町の総合計画にも組み込まれ、教育機関をはじめ家庭・地域、行政の努力や支援を得て、読書に対する関心の高まりとともに学校における朝の読書活動の定着、ボランティアによる読み聞かせや図書館などの環境の整備支援により、子どもたちの読書活動が高まってきました。さらに、町立図書館や槻木分室開館などの環境整備も進み一定の成果を収めてきました。

しかしこの間、急速なデジタル化や災害、感染症の拡大などにより生活様式が大きく変化し、子どもたちに自ら学び考え行動できる能力が求められています。読書環境のさらなる整備が必要となっています。また、令和2年に出された新学習指導要領でも発達段階に応じた読書指導や図書館の活用等が明示され、「親しむ」から「活用」に発展してきています。

そこで、第3次計画で取り組んできた施策の成果と課題の検証を含め、各種の答申や通達などに沿って令和3年度から5年間の子どもの読書活動を推進していくための方向性や目標を定めた「第4次柴田町子ども読書活動推進計画」を策定することとなりました。

2. 第3次柴田町子ども読書活動推進計画での主な取り組みと課題

第3次計画では、第2次計画で掲げた重点目標と成果・課題を考慮し、基本理念『しばたの未来をひらく 読書の力』を掲げ、「家庭」「学校」「幼稚園・保育所・児童館等」「図書館・生涯学習センター」「行政」それぞれの役割・責任を明確にし、3つの基本方針に沿い具体的な取り組みを行ってきました。

【第3次計画での基本方針】

- (1) 子どもの読書活動を推進する意義の理解促進
- (2) 子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備
- (3) 子どもの読書活動の習慣化に向けた活動促進

【第3次計画期間中のおもな取り組みと成果】

おもな取り組みの実施内容とその成果については、P 1 2に掲載しました。

〈令和元年度子どもの読書活動推進に関するアンケート調査の結果〉

読書活動に関する理解促進や読書環境の整備などについて、アンケート調査を行った結果、計画の進捗状況は下記のとおりでした。

実施機関	進捗状況
家庭	41.8%
小学校・中学校	90.4%
幼稚園・保育所	72.7%
公民館・生涯学習センター・図書館	55.2%
行政	80%

【今後の課題】

- 家庭・地域、学校、行政に対し子ども読書活動推進計画の重要性について理解促進するための有効なPRのあり方
- 家庭における読み聞かせなど本と触れ合う時間の確保を促し、読書習慣を定着させるための啓蒙啓発
- 生きる力を育成するため、学校図書館を有効に活用する
- 小中学生の不読率を下げる取り組みの改善と強化
- 学校図書館、町図書館、公民館図書室等の蔵書の充実と利用促進
- ITを生かした家庭・地域、学校、行政間の連携強化
- 障がいのある方々に対応する図書館のあり方
- 各ボランティアなどの人材育成

3. 子どもの読書活動を取り巻く環境の変化

子どもの読書活動を取り巻く情勢は、第3次計画の策定時から大きく変化してきており本計画の推進にあたり、留意すべき事項として以下のものがあります。

[国や県における新しい読書活動推進計画の作成]

国の整備計画を受けて、宮城県においても第四次みやぎ子ども読書活動推進計画が策定されています。

[県内の読書活動の状況]

不読率が高いまま推移し、全国読書率の平均値からも低くなっています。

[SDGsにおける読書の役割]

新たに提唱された国際的な目標の中で読書の重要性が注目されています。また、柴田町としても目標達成のための政策を取り入れています。

[新しい情報通信技術を活用した読書環境の変化]

インターネットやスマートフォンなどICTやAI^{※1}の進歩と普及により、活字離れ・読書離れが急速に進んで紙媒体の読書の良さが失われつつあります。

[新型コロナウイルス感染症による生活環境の変化]

令和2年初頭から、新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大し、生活や教育の様式が変化しデジタル化が進み、自己判断力が求められています。また、在宅時に個人で楽しめる読書の良さも再認識されています。

4. 計画の対象

本計画の対象は、おおむね15歳まで(中学生以下)の子どものほか、家庭、地域、ボランティア、保育所、幼稚園、小学校、中学校、町立図書館、行政など、子どもの成長に関わる関係機関とします。

5. 計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

6. 計画の進行管理

「柴田町子ども読書活動推進会議」において、本計画の進捗状況を把握し、その進行管理を行います。また、計画を着実に推進していくためには、PDCAサイクル(Plan-Do-Check-Act cycle)の考え方にに基づき、計画に掲げた施策の効果を、アンケートなどの調査を通して評価・検証していく必要があります。

このため、評価・検証にあたっては、関係機関や団体による情報交換を通じて、計画の進捗状況を定期的に把握するとともに、設定した目標指標を用いて客観的に評価した上で、施策の成果や課題の検証を行い、計画の推進や改善を図っていきます。

第2章 基本方針

1. 計画の基本的な考え方

読書を通じて、子どもは読解力や想像力、思考力、表現力などを養うとともに、多くの知識を得たり、多様な文化を理解したりすることができます。また、書籍や新聞、図鑑などを読み深めることを通じて、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、更なる知的探求心や真理を求める態度が培われます。

読書は、子どもが自ら考え、自ら行動し、主体的に社会の形成に参画していくために必要な知識や教養を身につける重要な契機となり、知識や情報を得ることで筋道を立てて考え、問題解決へ向かう力を身につけることもできます。特に社会が急激に変化し、複雑化、グローバル化していく中で、個人が読書活動などを通じて、生涯にわたって絶えず自発的に学ぼうとする習慣を身につけていくことは大変重要なことです。

こうした考えから、第3次計画に基づき子どもたちの読書活動を推進してきましたが、不読率を下げることや図書館等の蔵書冊数を増やすなど、取り組むべき課題が残されています。また、急速なデジタル化による読書環境の変化や、たび重なる災害、感染症の流行などにより生活様式や子どもに求められる資質も変化してきました。自ら考え判断し行動する能力やコミュニケーション能力が、特に求められています。

このような状況から、国の中央教育審議会答申や学習指導要領、さらに県の第四次みやぎ子供読書活動推進計画で明示された、発達段階に応じた読書習慣化への取り組みや学校図書館の積極的活用など計画に反映させ、読書の持つ力で柴田町のすべての子どもが自ら考え判断し行動できる能力と、読書の楽しさを実感し生涯にわたって望ましい読書習慣が確立できるようにすることが重要です。そこで、町の総合計画で示された読書活動推進策も含め、読書環境を整備し、家庭や地域、学校、図書館、行政等がそれぞれの役割や責任を明確にし、町民全体で子どもの読書活動を推進していくことが必要です。

そこで、

『読書ので子ども未来を拓こう』

を基本理念（スローガン）に掲げ、子どもたちを主体とした重点目標を設定します。この重点目標達成のため、3項目の基本方針をたて読書活動の推進体制を整え、具体的な施策の方向性を明らかにし家庭・地域、教育、行政の役割を明確にして取り組んでいきます。

2. 重点目標

- (1) 楽しむ読書の推進
- (2) 調べる読書の推進
- (3) 考える読書の推進

3. 基本方針

重点目標を実現するための基本方針を次のとおり掲げます。

(1) 新たな課題に取り組むために

- ① 読書の楽しさに触れ、読書習慣を身に付けられるよう応援していきます。
- ② 創造性の基礎を培うため、自らテーマを設定し調べ自分の考えを持つことができるようにしていきます。
- ③ 表現する力を身に付けられるよう、読書によって考えを広げ深めるようにしていきます。

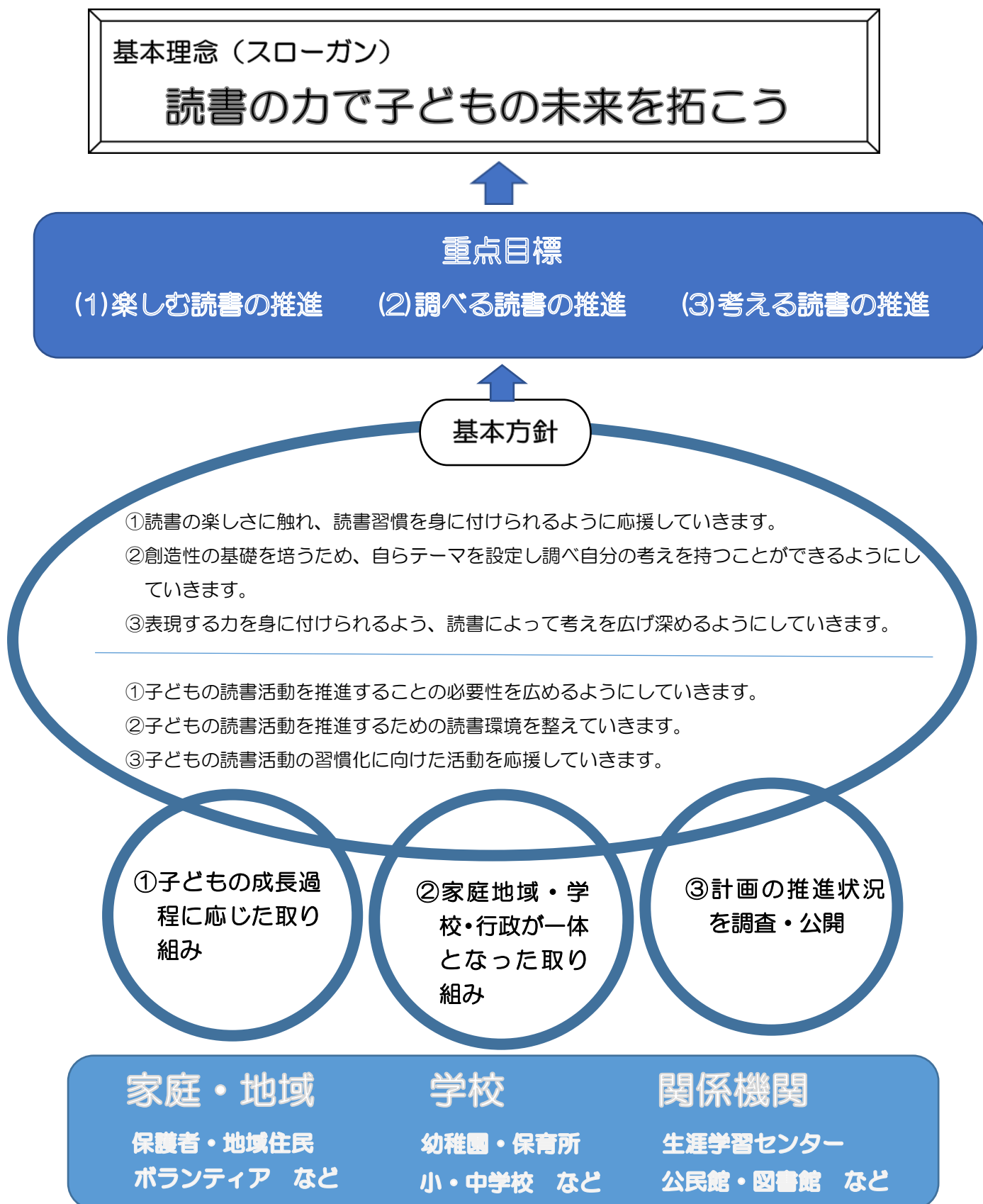
(2) 継承・発展していくために

- ① 子どもの読書活動を推進することの必要性を広めるようにしていきます。
- ② 子どもの読書活動を推進するための読書環境を整えていきます。
- ③ 子どもの読書活動の習慣化に向けた取り組みを応援していきます。

(3) 遂行していくために

- ① 子どもの成長過程に応じた取り組みをしていきます。
- ② 家庭地域・学校・行政機関の三位一体を図ります。
- ③ 計画推進の進捗状況を調査、公開していきます。

4. 計画の体系図



第3章 子どもの成長過程に応じた取り組み

「そつたくどうじ啖啄同時※3」「そつせんすいはん率先垂範※4」「もうぼさんせん孟母三遷※5」など、子どもの成長に関する諺が多く存在しています。読書推進を遂行する上でも大切な事であり、学習指導要領においても言語力との関連で発達段階に応じた読書のあり方を明示しています。大人が模範を示し、環境を整えることが大変重要です。

1. 幼児期(小学校入学前)

環境の影響を最初に受ける時期であり感化しやすい時期です。家庭の役割や幼稚園・保育所などの支援が最も重要です。

- ・ブックスタート
- ・絵本などの読み聞かせ
- ・家読の推奨

2. 小学生時

多読の時期であり、教師の影響を受けやすい時期でもあります。知的好奇心が旺盛な時期でもあり、読書の重要性を身につける時期です。

- ・ポップ作りや絵本作りなど
- ・図書室を活用した調べ学習の推奨
- ・図書室へのボランティア支援
- ・親子を対象にした事業の充実を図る
- ・親への読み聞かせなどの推奨

3. 中学生時

読書習慣の確立とあわせて、読書の自己選択の時期です。自己決定を行える時期でもあります。学習にとどまらず読書を生活に役立たせる時期であり、自己を向上させる時期でもあります。

- ・「ビブリオバトル」や「ブックトーク」の活用
- ・国語力向上のため積極的に読書活動の活用を図る
- ・発表の場の設定
- ・読書の重要性や本と生徒たちの橋渡し
- ・学校司書の常在化

第4章 家庭・地域、学校、行政が一体となった取り組み

家庭・地域、学校、行政が「点～線～面～積」を目指し、それぞれが役割を明確にし、連携し、一体となって、子どもたちの読書環境の整備や支援を行うことは読書活動を推進していくために重要なことです。

(1) 家庭・地域の役割と具体的な取り組み

子どもが言語に最初に出会える場であり、子どもに影響を及ぼす場です。保護者や子どもたちにとって身近な場です。

- ・子どもの読書活動の意義の積極的な啓発
- ・大人も対象に、読書の楽しさと必要性を広く伝える
- ・ボランティア活動などを通じて、子どもたちの読書環境の整備
- ・読み聞かせなどの人材育成の場への積極的参加
- ・手軽に気軽に読書を楽しめるよう、親子で図書館等の活用
- ・ノーテレビ・ノーゲームデーの取り組みと時間の確保
- ・家読の実践
- ・教育機関や行政機関との協力連携
- ・公民館や学習センターなどの企画への参加
- ・新聞に親しむ

(2) 学校の役割と具体的な取り組み

発達段階に応じた指導と保護者を通じて啓蒙活動ができ、進捗状況を把握・検証できます。

- ・学習指導要領の確実な実施
- ・子どもの発達段階に応じた手法で読書の楽しさを伝える
- ・学校図書館の図書整備・充実
- ・教師や児童生徒による本の紹介など、本に触れる機会を増やす
- ・保護者に対し読書の大切さや魅力について理解の促進を図る
- ・時代に応じた設備・機材の充実
- ・授業と関わりを持たせた図書室活用の推進
- ・学校司書の積極的な活用
- ・ボランティアの活用推進
- ・新聞を活用した授業

(3) 行政機関の役割と具体的な取り組み

広範囲に関与でき、かつ調整機能を有します。図書館をはじめとして、人的資源も多く、財政や権限を有します。

- ・児童図書、郷土資料などの整備・充実
- ・多様なお話し会(読み聞かせ)の開催
- ・親子で楽しめる読書イベント(理科読など)の開催
- ・各施設・各課の事業の情報共有
- ・生涯学習センターなどの図書室の有効活用
- ・ボランティアなど人材育成の強化
- ・読書活動PRのデジタル化
- ・学校等と連携し、学習の場としての機能の強化
- ・ブックスタートの継続
- ・新入学児童・生徒への本プレゼントの継続

第5章 推進のための指標の設定

計画推進の進捗状況を把握し検証するためには一定の目安が必要です。進捗状況などは可能な限り公開し可視化に努めます。

指標1: 本を全く読まない児童生徒の割合(不読率)を減らします

今後5年間で、1か月間に本を全く読まない児童生徒の割合を減らし、一人でも多くの子どもたちが本に親しむことを目指します。

学年	第4次目標値	H31	H30	H29	H28
小学校3年生	3%	10.1%	3.7%	0.7%	0%
小学校5年生	5%	6.3%	0.7%	0.7%	3.6%
中学校2年生	10%以下	10.5%	11.1%	15.6%	4.8%

指標2: 柴田町図書館の児童図書の出冊数を増やします

今後5年間で、多くの子どもたちが図書館を利用し、児童図書の貸出総数が増加することを目指します。

第4次目標値	H31	H30	H29	H28
70,000冊	46,826冊	57,450冊	55,673冊	58,197冊

指標3: 学校図書館における児童生徒一人あたりの貸出冊数を増やします

今後5年間で、学校図書館における児童生徒一人あたりの年間貸出冊数増加を目指します。

学年	第4次目標値	現状値 (H31)
小学校1・2年生	60冊以上	47冊
小学校3・4年生	50冊以上	37冊
小学校5・6年生	40冊以上	38冊
中学生	10冊以上	8冊

進捗状況を把握するための取り組み

- ・各種アンケートの実施
- ・子ども読書推進会議の定期開催

進捗状況の公開

- ・広報などを活用し年度ごとに公開

[資料]

第3次柴田町子ども読書活動推進計画期間中のおもな取り組みと成果

(1) 子どもの読書活動を推進する意義の理解促進

- ① 推進のための普及や啓発
 - ・毎月23日を「ノーテレビ・ノーゲームデー」とした運動の継続実施
 - ・4カ月児健診を利用した図書紹介の実施
 - ・妊産婦サロンでの図書紹介の実施
- ② 子どもの読書活動に関する情報の収集や提供
 - ・図書館を中心に読書活動推進につながる図書・情報誌など積極的に収集
 - ・読書活動推進のための研修などの情報発信
- ③ 優れた取り組みの奨励と優良団体等の紹介
 - ・優良団体として3団体、個人として2名が表彰されている

(2) 子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備

- ① 図書館の整備・充実
 - ・平成28年度、槻木生涯学習センター内に槻木分室開館
 - ・令和元年度、独立した児童図書スペース設置
 - ・図書館見学や職場体験の受け入れ
 - ・ブックスタートや小学校新入学児童への絵本プレゼント事業継続実施
 - ・中学校1年生への文庫本プレゼント事業開始
- ② 学校図書館の整備・充実
 - ・学校司書の全校配置へ向けての取り組み
 - ・学校司書を介した図書館と各学校との情報共有が可能になる
 - ・学校図書館ボランティアの活用
- ③ 関係機関・団体の連携と協力体制の構築
 - ・「柴田町子ども読書活動推進会議」を定期的開催し
 - ・取組状況調査やアンケートを実施し、計画の進捗状況を確認
 - ・図書館においてボランティア養成講座や絵本専門士による講演会を開催
 - ・平成30年度から幼稚園・保育所等で「お話の部屋」実施

(3) 子どもの読書活動の習慣化に向けた活動促進

- ① 家庭における子ども読書活動の取り組み
 - ・保育所や幼稚園、児童館で読み聞かせなどの取り組みを継続実施
 - ・子育てサークルでの読み聞かせ実施

- ・ブックスタートを継続実施
- ② 学校等における子ども読書活動の取り組み
 - ・保育所、幼稚園の図書館訪問
 - ・図書委員会活動の充実
 - ・保育所、幼稚園等に絵本コーナーを設置
 - ・学校司書によるオリエンテーション・^{※6}ブックトーク・^{※7}アニメーションの実施
- ③ 図書館における子ども読書活動の取り組み
 - ・図書館訪問、見学会、職場体験の受け入れ
 - ・特別展示、赤ちゃんコーナーやYA^{※8}コーナーなど、展示の工夫
 - ・工作や科学、絵本作りの講習会開催
 - ・^{※9}パスファインダーや図書館だよりを発行
 - ・お楽しみ袋やラッキーブックなどの企画実施
 - ・点字付き絵本や大活字本、LL^{※10}ブックなどの積極的な収集
 - ・小学校新入生への絵本プレゼントを継続実施
 - ・令和2年度、中学一年生に文庫本プレゼントを新たに実施

[用語解説]

- ※1. ICT : 情報通信技術、インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジーの略。
- ※2. AI : 人工知能、アーティフィシャル・インテリジェンスの略。
- ※3. そったくどうじ 啐啄同時 : 逃したらまたと得がたい好機。
- ※4. そっせんすいはん 率先垂範 : 人に先立って模範を示すこと。
- ※5. もうぼさんせん 孟母三遷 : 子どもの教育には環境が大事であるたとえ。
- ※6. ブックトーク : あるテーマに沿って、数冊の本を紹介し、その本の面白さを伝えること。
- ※7. アニメーション : クイズや間違い探しなど遊びの要素を取り入れながら、子供たちに楽しい読書の体験してもらい読む力を引き出す読書指導法。
- ※8. YA : Young Adult(ヤングアダルト)の略語で、13歳から19歳の世代の人たちに対して使われる「若い大人」という意味。
- ※9. パスファインダー : あるテーマについて調べるときに役立つ基本的な図書とその探し方などを紹介したもの。
- ※10. LLブック : スウェーデン語のLättläst(優しく読めるの意)の略語で、文字を読むのが苦手な人でも理解できるように作られた図書。

子どもの読書活動の推進に関する法律

平成 13 年法律第 154 号

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

二 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

三 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

二 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

三 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

四 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

二 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

三 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

柴田町子ども読書活動推進会議設置要綱

平成19年3月30日 柴田町教委告示第6号
改正 平成22年3月16日 柴田町教委告示第4号
改正 平成22年5月 7日 柴田町教委告示第8号
改正 平成26年6月25日 柴田町教委告示第6号

(設置)

第1条 柴田町子ども読書活動推進計画に基づき、子どもの読書活動の効果的な推進を図るため、柴田町子ども読書活動推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1)家庭、学校、幼稚園、保育所、児童館及び公民館等における読書活動の推進に関すること。
- (2)読書環境の整備及び充実に関すること。
- (3)関係機関及び団体等の連携に関すること。
- (4)啓発及び広報等の推進に関すること。
- (5)柴田町子ども読書活動推進調査研究事業の企画、立案及び運営に関すること。
- (6)柴田町子ども読書活動推進計画の見直しに関すること。
- (7)その他子ども読書活動推進に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、推進委員(以下「委員」という。)20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から柴田町教育委員会が委嘱する。

- (1)学校図書室ボランティア
- (2)読み聞かせボランティア
- (3)公民館図書室ボランティア
- (4)図書館ボランティア
- (5)幼稚園図書担当教諭
- (6)小学校図書担当教諭
- (7)中学校図書担当教諭
- (8)学識経験者
- (9)公募(町民)
- (10)行政関係者(健康推進課)
- (11)行政関係者(子ども家庭課)
- (12)行政関係者(保育所)

(13) 行政関係者(教育総務課)

(14) 行政関係者(生涯学習課)

(15) 行政関係者(図書館)

3 推進会議に議長1名、副議長1名及び監事2名を置き、委員の互選によって定める。

4 議長は推進会議を代表し、会務を統括する。

5 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときはその職務を代行する。

6 監事は、会計及び会務を監査する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(推進会議)

第5条 推進会議の会議は、議長が招集し、会議の座長を務める。

(事務局)

第6条 推進会議の庶務は、図書館において処理する。

2 事務局長は、図書館長が当たる。

(その他)

第7条 その他推進会議の運営について必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成22年教委告示第4号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年教委告示第8号)

(施行期日)

1この告示は、平成22年5月12日から施行する。

(柴田町子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱の廃止)

2柴田町子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱(平成17年柴田町教委告示第5号)は、廃止する。

附 則(平成26年教委告示第6号)

この告示は、平成26年6月25日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

柴田町子ども読書活動推進会議委員名簿（令和3年3月31日）

役職	氏名	備考
議長	末永 勝美	学識経験者(8号委員)
副議長	山田 由美子	読み聞かせボランティア(2号委員)
監事	庄子 陽子	図書館ボランティア(4号委員)
〃	佐藤 睦美	槻木小学校図書担当教諭(6号委員)
委員	太斎 義明	学校図書室ボランティア(1号委員)
〃	森 英吾	公民館図書室ボランティア(3号委員)
〃	高橋 由起子	浄心幼稚園図書担当教諭(5号委員)
〃	大槻 有子	船岡小学校図書担当教諭(6号委員)
〃	山家 由梨佳	槻木中学校図書担当教諭(7号委員)
〃	金城 幸子	町民公募(9号委員)
〃	大沼 夏都音	健康推進課(10号委員)
〃	伊藤 純子	子ども家庭課(11号委員)
〃	守屋 奈美	西船迫保育所(12号委員)
〃	阿部 正宏	教育総務課(13号委員)
〃	真嶋 朱美	槻木生涯学習センター(14号委員)
〃	氏家 七海	生涯学習課(14号委員)
〃	関 明日香	柴田町図書館(15号委員)
事務局長	池田 清勝	柴田町図書館長
庶務	都甲 幸枝	柴田町図書館
庶務	舟山 今日子	柴田町図書館

○第4次計画策定に伴う推進会議開催状況

開催月日	場所	会議概要
R2.6.19	しばたの郷土館	委嘱状交付 第3次計画に基づく取り組み状況の検証
R2.7.17	〃	第4次計画の具体的施策の協議 R2年度アンケート調査の実施について
R2.9.18	〃	第4次計画の具体的施策の協議
R2.11.13	〃	第4次計画素案の協議
R3.1.22	〃	第4次計画素案とパブリックコメント素案の協議
R3.3.19	〃	パブリックコメント(8名 12件)への回答と最終案の協議

第4次柴田町子ども読書活動推進計画

柴田町子ども読書活動推進会議／編

柴田町図書館／事務局

〒989-1603 宮城県柴田郡柴田町船岡西1丁目6番26号

TEL0224-86-3820 FAX0224-86-3821

E-MAIL : library@town.shibata.miyagi.jp